

学校感染症による出席停止について

富山国際大学附属高等学校

下記にある感染症にかかり、感染拡大防止のため学校を休む必要があると、医師が診断した場合は、出席停止となります。(欠席日数に含まれません。) 次の手続きの流れに沿って、手続きを行ってください。

<手続きの方法>

- ① 医師の診察を受け、出席停止の診断・指示を受けたら、すみやかに学校へ連絡をしてください。その時に、診断を受けた病名と出席停止の指示を受けたことなどをお伝えください。
- ② 医師の許可があるまでは、自宅療養なさってください。
- ③ 治癒後、登校を再開する際に、次の必要書類を担任へ提出してください。書類が提出されない場合や不備がある場合は、出席停止扱いとなりませんので、ご注意ください。

A: インフルエンザの場合

- ・「**治癒報告書**」: 保護者の方が記入・押印してください。
受診したことを証明できる書類のコピーを裏面に添付してください。
 (処方薬の説明書や領収書など、生徒の氏名や日付の入ったもの)

B: インフルエンザ以外の感染症の場合

- ・「**登校許可書**」: 医療機関(主治医)に記入していただいて提出してください。

C: 新型コロナウイルス感染症の場合

- ・「**新型コロナウイルス感染症治癒報告書**」: 保護者の方が記入・押印してください。

※「治癒報告書」「登校許可書」は、学校のホームページからダウンロードしてください。

◆学校において予防すべき感染症◆

【出席停止期間の基準】

○第1種 【出席停止期間：治癒するまで】

エボラ出血熱、クリミア・ゴンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、**新型コロナウイルス感染症等**

○第2種 *空気感染又は飛沫感染するもの。学校において流行を広げる可能性が高い感染症

感染症の種類	【出席停止期間】
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において、感染のおそれがないと認めるまで

○第3種 【出席停止期間：病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで】

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎(アポロ病)、その他の感染症※

※マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、感染性胃腸炎など

→感染拡大を防ぐために、必要があるときに、出席停止にすることができる。